

2020年4月30日

関係各位

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
計量標準総合センター

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発出中の

受託出張を伴う基準器検査の対応について

産業技術総合研究所 計量標準総合センター（NMIJ）が行う法定計量業務について、皆様には、日頃よりご利用いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況により、2020年4月7日、政府から「緊急事態宣言」が発出されました。産総研では政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止することを最優先し、緊急事態宣言発出期間中に予定されている受託出張を伴う基準器検査の実施を停止させていただきます。

なお、2020年4月7日から7月31日までの間に基準器検査証印の有効期間が満了する基準器に関しましては、基準器検査規則の一部を改正する省令（令和2年経済産業省令第41号）^{注1}）及び当該省令によって新設された基準器検査規則第21条第2項に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める告示（令和2年経済産業省告示第100号）^{注2}）の公布により、基準器検査証印の有効期間が6月間延長されております。

皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

注1）：<https://kanpou.npb.go.jp/20200428/20200428t00053/20200428t000530001f.html>

注2）：<https://kanpou.npb.go.jp/20200428/20200428t00053/20200428t000530005f.html>

上記リンクは、インターネット版官報「官報 令和2年4月28日（特別号外 第53号）」より。

直近30日間の期間限定で無料閲覧が可能です。

受託出張再開日：

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出期間終了後、改めてご案内致します。

本件お問い合わせ先：

- ・計量標準普及センター 法定計量管理室
TEL：029-861-4058
e-mail：nmij-houtei-info-ml@aist.go.jp

以上